

宮古島市社会福祉協議会

災害時対策マニュアル

令和02年09月09日改訂

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

目的

宮古島市において、風水害地震津波等の災害があった場合、社会福祉協議会としての緊急時に迅速にかつ効率的に行動できるよう、マニュアルを定める。

対策の種別

宮古島市社会福祉協議会として次にあげる4つを宮古島市で想定される災害として、災害別にマニュアルを定めるものとする。その他の災害（火山噴火（海底込）、戦災等）については行政等の指示を受け対応にあたるものとする。

- ①台風
- ②地震
- ③津波
- ④大規模火災

上記のうち大規模な災害発生時については、以下のとおりとする。

各災害発生時において、自衛隊等が派遣されるような甚大な被害があり復旧に相当日数を要する際には、上野老人福祉センターを災害対策の拠点とし、地域福祉課課長を災害ボランティアセンター長として被害把握、普及に努める。

ボランティアセンターの担当者を地域福祉係長、居宅介護支援等の介護保険、障がい者総合支援事業の責任者を事業課長とし、各地区の責任者との連携を図る。

災害ボランティアセンターの設置については、地域福祉課課長を総括者とし、地域福祉係長が担当者を務め、各地域福祉係（人員不足の場合は他部署へ応援を依頼）が対応し、本部を上野老人福祉センターへ置く。

他部署は、支援者、利用者等の安否確認を行うとともに、避難が必要な者は避難所へ誘導を行う。

行政や各関係機関との連携は総括者及びその補佐をする者で行い各部署へ連絡調整を行う。

上野老人福祉センターへ本部を置く事由、

近くに体育館、総合グラウンド、自衛隊基地などがあり物資集積等で有利である。

上野老人福祉センターには発電機が2台あり緊急時の電源確保が可能である。

標高がある程度あり、津波等の被害が想定されていない。

との事由である。

①台風災害について

台風災害については事前に接近が予想されるため、接近前に確認すべきこと、接近時の対応、通過後の確認及び対応について定める

接近前

規模、進路予想は気象庁より事前に知らされるが、予想されうる最悪を想定し最善を尽くすことが重要である。

事務局職員については、各部署で事前に連絡網を設定し密に連携をとる。

日常生活自立支援事業、地域福祉計画推進事業、訪問介護事業等の在宅サービス、相談支援事業については、利用者へ注意を促すとともに関係各部署と連携し対策を進める

生きいき教室、通所介護サービス等については、接近時の開催の有無を事業課長の指示を受け各利用者へ連絡するとともに注意を促す。

その他の事業については担当課長の指示に従い対策を講じる。

社会福祉センター、老人福祉センター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所は、風雨による浸水対策、停電時の対応を事前に定め実施する

接近時及び通過後

暴風警報が発令された場合は原則として自宅待機となるため、まずは自身の身の安全を確保することを最優先とする。

ただし、暴風警報が発令される前に池間大橋、来間大橋、伊良部大橋の通行止めが行われる場合、通勤に各大橋を利用している職員については通行止めが行われる前に自宅待機となる。

暴風警報が解除された場合は、速やかに出勤し自身の勤務場所の確認及び復旧を行うとともに必要があれば利用者へも連絡をする。

ただし、解除が15:00以降となった場合、緊急の場合を除き翌日に対応するものとする。

各自被害状況の把握に努めるとともに、支援が必要な利用者へ必要な支援を行う。

②地震災害について

地震については、事前に発生の予測が困難であることから、発生時まずは自身及び家族の身の安全を確保することに最大限の努力をすること。

揺れが収まり身の安全が確保できれば、各部署の責任者と連携を取り対応していく。

震度が高くある程度の被害が予想される場合、可能であれば勤務地へ出勤し被害状況の把握に努める、但し自身及び家族の身の安全、自身の被害状況の確認を優先すること。

勤務地へ出勤が可能であり、出勤した場合は支援者、利用者の安否確認を行い各部署の責任者の指示に従う。

③津波災害について

津波については、発生し到達するまでの時間が重要となる、短時間で到達することも考えられるので、その場合は地震災害と同様の対応を行う。

時間的余裕（おおむね2時間以上）がある場合は、支援者、利用者の状況を確認し、避難を促すとともに自身の身の安全を図る。

④大規模火災について

大規模火災発生時には、消火活動等について原則消防で行うため、危険区域には近づかない。

勤務地が危険地域となっている場合、消防の許可があれば、その勤務地の管理者が責任者となり必要最低限の物資が持ち出し可能かを、消防等と協議し対応する。

被災地域でサービスを利用している者がいる場合、その利用しているサービスの責任者はその時点で支援者、利用者がその地域にいるかどうかを確認し、いた場合は避難を促す、その際自身単独で救助へは向かわないこと。

危険地域より距離がある場合、且つ行政よりの協力要請があった場合に、リフト車の派遣、被災者移送のための人員派遣、炊き出し等の協力を行う。

火災鎮火後、がれき撤去などのボランティアが必要となった場合、ボランティアセンターを立ち上げ、総括者に地域福祉課課長、担当者に地域福祉係係長を置き対応する。

各部署について

各部署については、災害時の連絡網を整備し、半年に1度程度は職員間で確認を行うとともに、必要があれば修正すること。

大規模災害等が発生した場合、一番大切なことは自身の身の安全をはかり、事態の把握に努め冷静に対応することである。

社会福祉協議会の職員は、災害発生時より事後の活動
が重要となることを肝に銘じ行動すること。

附則

平成29年8月14日制定

附則

平成30年8月 改正

附則

平成31年2月08日 改正

附則

令和2年9月9日 改正